検察庁による刑事事件の捜査情報の管理等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

検察庁による刑事事件の捜査情報の管理等に関する質問主意書

すことと定義する。 として浮上したか、ある人物に対して任意の事情聴取が行われる予定であるか等、 応じた人物がどの様なことを述べたか、 の様に推移しているかに関する情報を検察庁が新聞社等の各報道機関 な供述をしているか、 検察庁による情報のリー 右と「政府答弁書一」 またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、 ・クに関っ し、 例えば検察としていつ誰に聴取を要請する方針でいるか、 他には、 (内閣衆質一七四第二五八号)及び 逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様 (以 下、 「政府答弁書二」 「マスコミ」という。)に流 ある刑事事件の捜査がど 更には別の人物が容疑者 また聴取に (内閣衆質

七四第一九二号)、 「政府答弁書三」 (内閣衆質一七四第一二七号)を踏まえ、 質問する。

国会なので、 があると思っている。 と承知する。 本年三月十三日、 先の質問主意書で、右の枝野大臣の発言は、 刑事訴訟法をはじめしっかりと間違いのない制度にしていかなきゃならない」と述べている 枝野幸男行政刷新担当大臣は神戸市内で講演した際、 捜査のあり方はきちっと検証し、 なおかつ捜査のあり方を規制する法をつくるのは 検察当局によるどの様な捜査のあり方に関し、 「検察の捜査手法には最 近問題

「政府答弁書一」で

どの様な問題があるという趣旨であるのか、

具体的かつ詳細な説明を求めたところ、

れたい。 は お答えする立場にない。」との答弁がなされている。 「御指摘の発言については、 政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、 右答弁を起案・作成した者の官職氏名を明らかにさ 政府として

二 枝野大臣は天皇陛下の認証を受けた認証官であり、鳩山由紀夫内閣を構成する閣僚の一人である。 る。 は、 野大臣として、 たものである。 を述べたものであるとしても、公人として、その真意について説明する責務を常に負っているものと考え また当方は、 いわば二十四時間、 検察当局によるどの様な捜査のあり方に関し、 個 先の質問主意書における一の質問を、 人的な見解であるか否かに関わらず、 常に閣僚という立場にあるのであり、例えある発言があくまで個人としての見解 枝野大臣が一で指摘した様な発言をしたのは、 政府全体ではなく、 どの様な問題があると考えていることを意 枝野大臣に特定して投げかけ 閣僚 枝

三 関 あることを報道するなど、 味しているのか、 「政府答弁書三」で「一般論として言えば、検察当局においては、 の報道の自由を十分尊重しながら、例えば、 枝野大臣による説明を再度求める。 捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合に 検察当局が特定の事件について関係箇所を捜索する予定で 事件報道の重要性を理解し、 報道機

て、 質問 は、 する予定であるかという情報を知り得るのは検察当局のみであることの確認を求めているだけであり、 知 明確な答弁がなされていなかった。 う情報は、 の答弁がなされている。当方は、 11 弁書一」 の関係箇所を捜索する予定であるかという情報は、 る」とあるが、 「マスコミ」がどの様な判断で記事を書いているか等は問うていない。検察当局がある特定の事件につい るものと承知しているが、 り得る者は誰もい いつ、 主意書で、 必要に応じて抗議するなど、 では どこの関係箇所を捜索する予定であるかという情報は検察当局のみが知り得るも 一般に検察当局しか知り得ないものではないのかと問うたものの、 「報道機関各社は、 検察当局がある特定の事件について、いつ、どこの関係箇所を捜索する予定であるかとい 右答弁には ないと承知するが、 「検察当局が特定の事件について関係箇所を捜索する予定であることを報 各社 適宜適切に対処している」との答弁がなされていることに関し、 ただ検察当局がある特定の事件について、 取材活動に基づいて得た様々な情報を、 の判断の根拠も承知していない以上、 先の質問主意書で、 右の認識に間違いはないかと再度確認を求めたところ、 検察当局のみが知り得るものであり、 検察当局がある特定の事件について、 答弁することは差し控える。」と 各社の判断におい いつ、どこの関係箇所を捜索 「政府答弁書二」では何ら 検察当局 て記事にして いつ、どこ のであるの 「政府答 過去の の他に

か、それとも、検察当局以外の者が知り得る可能性はあるのか、改めて千葉景子法務大臣に質問する。